

国立市国民健康保険 データヘルス計画 (平成28年度～平成29年度)

概要版

平成29年3月
国立市

事業の背景と目的

近年、診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。）及び特定健康診査の電子データ化が進み、国保データベース（KDB）システム等の導入により、医療情報と特定健康診査結果を突合、分析することで被保険者の健康課題に対応した保健事業の実施と評価等を行うための基盤整備が進んでいる。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、レセプト等のデータ分析に基づく健康保持増進のための事業計画として、医療保険者による「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組みが必要であるとの方針が示された。データヘルス計画では、特定健康診査やレセプト等からの健康・医療情報（以下「レセプト等情報」という。）を活用し、被保険者の抱える健康状態や健康課題を客観的な指標を用いて示すことが必要とされている。また、これら分析結果を基礎資料とし、直ちに取り組むべき健康課題、中長期的に取り組むべき健康課題を明確にし、目標値の設定を含めた事業内容の企画を行うことが求められる。計画に基づく事業にあたっては、レセプト等情報を活用し、生活習慣の改善により予防効果が大きく期待できるものを明確にしたうえで、費用対効果を考慮し優先順位をつけて行うことが重要となる。また、それぞれの事業については、少なくとも毎年度効果の測定及び評価を行ったうえで、必要に応じて事業内容等の見直しを行うことが求められる。

国立市国民健康保険においては、上記の要件に沿ってデータヘルス計画を策定し、さらなる被保険者の健康の保持・増進を目的に、PDCAサイクルに基づく効率的かつ効果的な、より充実した保健事業の実施及び評価を行う。計画の推進にあたっては、「国立市総合基本計画（第5期基本構想）」及び「第2次国立市健康増進計画」に即しつつ、「第二期 国立市特定健康診査等実施計画」等との整合性を図る。

基本方針と計画期間

基本方針

データヘルス計画では、短期的に取り組むべき対策と、中長期的に取り組むべき対策について、それぞれの段階にあった事業を計画する。

目標とする成果を達成するために、以下の基本方針でデータヘルス計画を策定する。

潜在する課題を確認するため、疾病ごとの医療費比較、高額レセプトの発生状況や発生元となる疾病の把握を行い課題を明確にする。

明確となった課題より、「短期的な対策」・「中長期的な対策」を選択する。費用対効果の見込める集団を特定し、PDCAサイクルを意識した継続的な事業を実施する。

データヘルス計画では、実施事業に対する明確な目標を設定し、記載する。またこの目標を達成することのできる効果的な実施方法を検討し、明示する。目標に対する客観的な効果測定が必要であることから、事業実施後の効果測定方法についても記載することとする。

計画期間

「第二期 国立市特定健康診査等実施計画」との整合性をふまえ、本計画の実施期間は平成28年度から平成29年度とする。なお、必要に応じて、見直し及び検討を行うものとする。

国立市の特性把握

基本情報

国立市の人口	75,054人
高齢化率(65歳以上)	22.1%
国民健康保険被保険者数	18,611人

(平成28年4月1日現在)

医療費状況の把握

中分類による疾病別医療費統計 (国立市国民健康保険全体)

生活習慣病

順位	医療費総計が高い疾患	医療費
1	腎不全	1億6,000万円
2	統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害	1億1,600万円
3	その他の悪性新生物	1億0,700万円
4	高血圧性疾患	1億0,600万円
5	その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	1億0,200万円
6	その他の消化器系の疾患	9,700万円
7	糖尿病	9,300万円
8	その他の心疾患	9,200万円
9	その他の神経系の疾患	6,300万円
10	ウイルス肝炎	5,800万円

(100万円未満四捨五入)

順位	患者数の多い疾患	患者数(人)
1	その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	4,049
2	高血圧性疾患	3,798
3	その他の消化器系の疾患	3,411
4	アレルギー性鼻炎	3,354
5	屈折及び調節の障害	3,269
6	その他の急性上気道感染症	3,217
7	症状, 徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	3,193
8	胃炎及び十二指腸炎	3,007
9	その他の眼及び付属器の疾患	2,939
10	糖尿病	2,828

順位	患者1人当たりの医療費が高額な疾患	患者1人当たりの医療費(円)
1	腎不全	73万円
2	白血病	67万円
3	くも膜下出血	37万円
4	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	37万円
5	悪性リンパ腫	37万円
6	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	30万円
7	脳内出血	24万円
8	気管, 気管支及び肺の悪性新生物	19万円
9	統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害	19万円
10	乳房の悪性新生物	16万円

(1万円未満四捨五入)

疾病中分類毎に集計し、総医療費、患者数、患者一人当たりの医療費について、上位10の疾患を分析。生活習慣病である腎不全について、総医療費、患者1人当たりの医療費が高額になっている。腎不全以外でも、生活習慣病である高血圧疾患、糖尿病については上位に位置づけられている。

特定健康診査受診状況及び特定保健指導実施状況

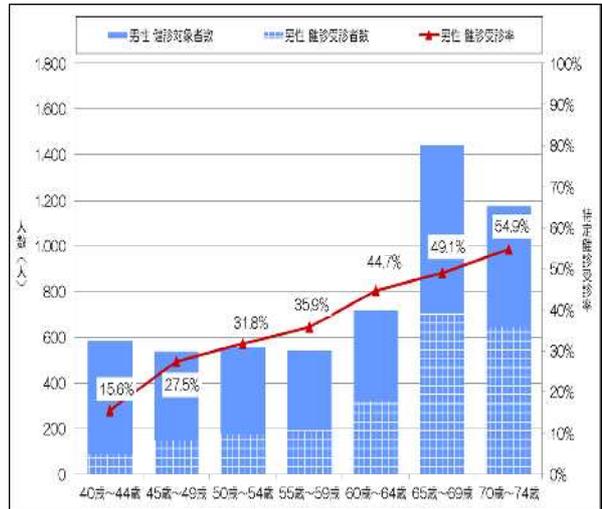
平成27年度における特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率を分析。
 国立市の特定健診受診率は東京都と比較すると1.12倍、全国と比較すると1.3倍である。
 特定保健指導実施率では東京都と比較すると1.48倍だが、全国と比較すると0.68倍
 と低い傾向にある。

	特定健診 受診率	動機付け支援 対象者数割合	積極的支援 対象者数割合	支援対象者数 割合	特定保健指導 実施率
国立市	46.8%	7.8%	2.8%	10.6%	13.9%
東京都	41.8%	8.0%	4.2%	12.2%	9.4%
全国	36.0%	8.7%	3.3%	12.0%	20.2%

【女性】特定健康診査受診率



【男性】特定健康診査受診率



男女別・年齢階層別特定健康診査受診率をみると、男女ともに年代が上がるほど受診率が高くなる傾向にある。

医療機関受診状況の把握

重複受診者	87人
頻回受診者	117人
重複服薬者	253人

重複受診者数...1カ月間に同系の疾病を理由に、3医療機関以上受診している患者を対象

頻回受診者数...1カ月間に12回以上受診している患者を対象

重複服薬者数...1カ月間に、同系の医薬品が複数の医療機関で処方され、同系医薬品の日数合計が60日を超える患者を対象

医療機関受診状況を実人数で取りまとめた結果、重複受診、頻回受診、重複服薬の状況が確認できた。

ジェネリック医薬品の普及状況

平成27年度平均普及率 (数量ベース)	51.1%
------------------------	-------

医科・調剤のレセプトデータ(平成27年9月～平成28年2月診療分)を分析。

特定健康診査受診勧奨事業

【目的】特定健康診査受診率の向上。

【概要】受診を促しやすい通知書を作成・発送し、特定健康診査の受診率向上を図る。

特定保健指導事業（スマートライフ健康相談）

【目的】被保険者の生活習慣病への移行予防。

【概要】特定保健指導対象者の生活習慣や検査値が改善されるように、専門職による支援を面接や電話等で実施。対象者が自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定し、自らが実践できるように支援し、自分の健康に関するセルフケア（自己管理）を目標とする。

糖尿病性腎症重症化予防事業

【目的】被保険者の糖尿病性腎症重症化の予防。

【概要】特定健診の検査値とレセプトの情報から対象者を特定し、看護師等の専門職より対象者個人に6カ月間の面談指導と電話指導を行う。指導内容は、食事指導・運動指導・服薬管理等とし、指導完了後も持続できるよう支援する。

受診行動適正化指導事業（重複受診、頻回受診、重複服薬）

【目的】重複・頻回受診者数、重複服薬者数の減少。

【概要】適正な医療機関へのかかり方について、看護師等の専門職より面談指導または電話指導を行う。

受診勧奨通知事業

【目的】健診異常値を放置している被保険者を医療機関受診につなげる。

【概要】医療機関の受診勧奨通知書を送付する。通知書の内容について、検査値及び将来の生活習慣病の発症リスク等をわかりやすく記載したものを用いる。

ジェネリック医薬品差額通知事業

【目的】ジェネリック医薬品の普及率向上。

【概要】対象者に通知書を送付し、ジェネリック医薬品への切り替えを促す。通知書の内容は、先発医薬品からジェネリック医薬品へ切り替えることで、どのくらい薬剤費が軽減できるか、ジェネリック医薬品とは何か等の情報を記載する。

特定健康診査受診勧奨事業

特定健診対象者には、毎年1回、誕生月により設定した受診期間に合わせて特定健診受診券を送付しているが、過去一度も特定健診を受診していない対象者及び不定期受診対象者については、個別勧奨を実施する。

実施計画 平成28年度～平成29年度に下記内容を実施することとする。

実施年度	計画内容
平成28年度	対象者に対して受診勧奨通知を送付する。
平成29年度	被保険者の健診受診状況から行動分析を行い、対象者にあった内容の受診勧奨を行う。(業者委託を検討)

目標 平成29年度未達成を目標とし、アウトプット・アウトカムを下記のとおり設定する。

アウトプット	アウトカム
・通知による勧奨件数	・対象者の特定健診受診率 50%以上

特定保健指導事業（スマートライフ健康相談）

指導対象者の特定後、国立市保健センターにて保健指導を行う。管理栄養士・保健師が厚生労働省より通達の「標準的な健診・保健指導プログラム」に則り、「動機付け支援」、「積極的支援」の保健指導を行う。

実施計画 平成28年度～平成29年度に下記内容を実施することとする。

実施年度	計画内容
平成28年度	指導対象者に対して適切な保健指導を行う。
平成29年度	継続する。

目標 平成29年度未達成を目標とし、アウトプット・アウトカムを下記のとおり設定する。

アウトプット	アウトカム
・対象者への指導実施件数	・積極的支援及び動機付け支援対象者の減少率前年度比増

糖尿病性腎症重症化予防事業

保健師・看護師・管理栄養士等の専門職が相談員となり、対象者に6カ月間個別面談及び電話指導等の指導プログラムを実施。改善した生活習慣を自主的に維持することができるよう指導を行う。

実施計画 平成28年度～平成29年度に下記内容を実施することとする。

実施年度	計画内容
平成28年度	指導対象者に対して適切な指導を行う。 健診、レセプトデータより検査値の推移、定期的な通院の有無等を確認。
平成29年度	事業継続とともに、新たに指導完了者に対するフォローの実施を加える。

目標 平成29年度未達成を目標とし、アウトプット・アウトカムを下記のとおり設定する。

アウトプット	アウトカム
・参加者数 ・指導完了者数	・指導実施完了者の糖尿病性腎症における病期進行者0人

受診行動適正化指導事業（重複受診、頻回受診、重複服薬）

指導対象者に対し、受診行動適正化指導の案内文書を送付。保健指導の同意が得られた場合には、保健師・看護師等の専門職が1回訪問指導を行い、その1か月後に電話指導を行う。

実施計画 平成28年度～平成29年度に下記内容を実施することとする。

実施年度	計画内容
平成28年度	指導対象者に対して適切な保健指導を行う。 指導後に医療機関への受診行動が適正化されているか確認する。
平成29年度	継続する。

目標 平成29年度末達成を目標とし、アウトプット・アウトカムを下記のとおり設定する。

アウトプット	アウトカム
・対象者の指導件数	<ul style="list-style-type: none"> ・指導実施完了者の受診行動適正化 50% ・指導実施完了者の医療費を指導実施前より50%減少 ・重複・頻回受診者数、重複服薬者数 20%減少

受診勧奨通知事業

指導対象者集団を特定し、適切な受診勧奨を促す受診勧奨の通知を行う。通知は、検査異常値からの糖尿病や心血管症の発症リスクを含めた、訴求力高いものとし、通知後の行動変容等の効果測定を行う。

実施計画 平成28年度～平成29年度に下記内容を実施することとする。

実施年度	計画内容
平成28年度	健診異常値放置者に医療機関受診勧奨通知を作成し、郵送する。 通知後に医療機関受診があるか確認。受診がない対象者にはフォローを行う。
平成29年度	継続する。

目標 平成29年度末達成を目標とし、アウトプット・アウトカムを下記のとおり設定する。

アウトプット	アウトカム
<ul style="list-style-type: none"> ・対象者への通知件数 ・対象者の医療機関受診件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診異常値放置者数 20%減少 ・対象者の医療機関受診率 20%

ジェネリック医薬品差額通知事業

ジェネリック医薬品の使用率が低く、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上の対象者を特定し通知を行う。

実施計画 平成28年度～平成29年度に下記内容を実施することとする。

実施年度	計画内容
平成28年度	年3回、2400通程度を想定。 対象者特定方法や効果検証方法、実施後の効果を考慮し、継続を検討する。
平成29年度	継続する。

目標 平成29年度末達成を目標とし、アウトプット・アウトカムを下記のとおり設定する。

アウトプット	アウトカム
・対象者への通知件数	・ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）通知開始時平均より5%向上

実施スケジュール(平成28年度～平成29年度)

- ・事業計画策定(P)、指導の実施(D)、効果の測定(C)、次年度に向けた改善(A)を1サイクルとして実施する。
- ・事業実施の2カ年間は、継続的にレセプトと健診データをデータベース化し、事業実施と効果測定を行う。
- ・また、この効果測定の結果をもって次年度実施事業の改善案を作成する。
- ・詳細な実施スケジュールは以下のとおりとする。

データヘルス事業	平成28年度				平成29年度			
	4月-6月	7月-9月	10月-12月	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月	1月-3月
データ化、改善計画	レセプト、健診データデータ化							
特定健康診査受診勧奨事業	D				D			
	C				C			
			A	P			A	P
特定保健指導事業	D				D			
	C				C			
			A	P			A	P
糖尿病性腎症重症化予防事業	D				D			
	C				C			
			A	P			A	P
受診行動適正化指導事業 (重複受診、頻回受診、 重複服薬)	D				D			
	C				C			
			A	P			A	P
受診勧奨通知事業	D				D			
	C				C			
			A	P			A	P
ジェネリック医薬品差額通知事業	D				D			
	C				C			
			A	P			A	P

P(計画):実施計画策定(次年度)
 D(実行):対象者特定・準備、指導実施
 C(効果測定):効果測定、効果確認
 A(改善):改善計画

データヘルス計画の公表・周知

本計画は、広報、ホームページ等で公表するとともに、本計画をあらゆる機会を通じて周知・啓発を図り、本計画の円滑な実施、目標達成等について広く意見を求めるものとする。

データヘルス計画の評価と見直し

各事業については、PDCAサイクルに則った評価と点検を実施し、平成30年度以降の実施に向けた改定を行うものとする。

個人情報の保護

国立市における個人情報の取り扱いは、国立市個人情報保護条例（平成14年12月20日条例第36条）によるものとする。

また、国立市国民健康保険保健事業にかかわる業務を外部に委託する際も、同様に取り扱われるよう委託契約書に定めるものとする。